

## 平成24年度 防犯設備補助事業 比較表

	地域における見守り活動支援事業		防犯設備の整備に対する補助事業	
	防犯設備補助事業	装備品補助事業		
活動概要	町会・自治会が単独、または町会・自治会が他の地域団体と連携して行う防犯活動		商店会又は複数の商店会が連携して行う防犯活動	
対象地域	「安全・安心まちづくり推進地区」に選定した地区内で行う事業であること			
活動主体	単独の町会・自治会、または町会・自治会と地域団体との連携組織 例) 町会+町会、町会+商店会、町会+PTA など		単独の商店会、または複数の商店会 例) 商店会単独、商店会+商店会など	
補助	対象	・防犯カメラ、防犯灯など防犯設備の整備※	・ベスト、腕章等装備品の購入 ・青色回転灯の購入、取付等	
	補助率 (負担率)	都 2分の1補助 区 3分の1補助 地域団体 6分の1補助	都 3分の1補助 区 3分の1補助 地域団体 3分の1補助	
	補助額	単独 都 300万円 区 200万円 (基準額600万円) 連携 都 450万円 区 300万円 (基準額900万円)	都 5万円 区 3万3千円 (基準額10万円)	都 300万円 区 300万円 (基準額900万円)
	申請時期	第1回 平成24年 5月31日(木) 第2回 平成24年 8月31日(金) 第3回 平成24年11月30日(金)	平成24年 8月24日(金)	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラの設置にあたっては、運用規程を定めること</li> <li>◎地域における見守り活動支援事業と防犯設備の整備に対する補助事業との併用は不可</li> </ul>			

※ソーラー式の防犯カメラ・防犯灯等の整備については、別途300万上乘せ(都補助)

地域団体：商店会、町会、自治会、学校PTAなど、一定の区域の住民が構成または参加する団体。